

児童発達支援「あいあい」

虐待防止マニュアル

令和4年11月1日

佐賀県手をつなぐ育成会
児童発達支援「あいあい」

第一章 障がい者虐待の定義、種類等

1 障害者虐待とは ······	3
(1) 「障害者虐待」の定義 ······	3
(2) 「障害者虐待」に該当する場合 ······	3
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の定義 ······	3・4
3 虐待行為と刑法 ······	4
4 障害者虐待の具体的な例 ······	4・5
5 障害者虐待の判断にあたってのポイント ······	5・6

第二章 障害者虐待の防止

1 障害者虐待防止と対応のポイント ······	6
2 運営規程への定めと職員への周知 ······	7
3 虐待防止の体制の整備 ······	7・8
(1) 虐待防止責任者の設置	
(2) 虐待防止委員会の設置	
(3) 「マニュアル」「掲示物等」の周知	
(4) 障害者虐待防止マニュアルやチェックリストの整備	
(5) 相談、苦情を活かす仕組みづくり	
4 人権意識、知識や技術向上のための管理者・職員の研修 ······	8
5 虐待を防止するための日常的な取り組み ······	8
(1) 虐待防止のための具体的な環境整備 ······	9
(2) 風通しの良い職場づくり ······	9
(3) 法人本部による日常的な支援場面等の把握 ······	10

第三章 虐待が疑われる事案があった場合の対応

1 虐待発見時の通報の義務 ······	10・11
2 通報者の保護 ······	11
3 市町村・都道府県による事実確認への協力 ······	11・12
4 通報・対応の手順 ······	12・13

第四章 身体拘束に対する考え方

1 身体拘束の廃止に向けた取り組み ······	14
2 身体拘束とは ······	14
3 やむを得ず身体拘束を行うときの留意点 ······	14・15
【参考1】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲 ······	16
【参考2】虐待防止チェックリスト 職員用（入所施設） ······	17
【参考3】虐待防止チェックリスト 職員用（通所施設） ······	18
【参考4】虐待防止チェックリスト 施設用 ······	19
【参考5】障害者虐待発見チェックリスト ······	20・21
【参考6】障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応 ······	22
関係法令 ······	23～27

第一章 障がい者虐待の定義、種類等

1 障害者虐待とは

(1) 「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を言います。障害者手帳を取得していない場合も含まれ、障害者には18歳未満の者も含まれます。

(2) 「障害者虐待」に該当する場合

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めています（第2条第2項）。

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等のことです。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」という）に係る業務に従事する者のことです。具体的には、次の施設・事業が該当します。

○障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園

○障害福祉サービス事業等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、就労定着支援、及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業、福祉ホームを経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の定義

これらの事業に従事する人たちが、次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。（第2条第7項）

①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
②性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放任	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
⑤経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、児童福祉法が適用されます。ただし、18歳以上で、障害者総合支援法による給付を受けながら児童福祉施設に入所している場合は、障害者虐待防止法が適用されます。

また、法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定され上記の「障害者福祉施設従事者等」のみならず、幅広く全ての人が障害者を虐待してはならないことを定めています。

3. 虐待行為と刑法

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

例えば、

- ・身体的虐待・・・傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
- ・性的虐待・・・強制わいせつ罪、強姦罪
- ・心理的虐待・・・脅迫罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪
- ・放棄・放任・・・保護責任者遺棄罪
- ・経済的虐待・・・窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

これまでの虐待事案においても、虐待した施設の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

4. 障害者虐待の具体的な例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりする行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちにする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体的拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人

	の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放任	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

5. 障害者虐待の判断にあたってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。この時、虐待であるかどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことを確認できるまでは、虐待事案として対応することが必要です。

- (1) 虐待をしているという自覚は問わない
- (2) 障害者の自覚は問わない
- (3) 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

～施設で起こりやすい虐待～

従事者等が意識していないとも、次のような行為も虐待となります。虐待かどうかは、あくまでも利用者の視点、利用者が苦痛を感じているかどうかの観点で判断され

るべきことです。

- ・どうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要する。
- ・夜間など、処遇に手のかかる利用者に不必要的量の薬を飲ませて眠らせる。
- ・職員の指示に従わない利用者の食事を取り上げる。
- ・利用者を管理するために、日中、食堂や居間に閉じ込める。
- ・指示に従わない利用者を、長時間、正座・直立させる。
- ・利用者の人格を傷つけるような写真を展示する。

～障害者施設内で虐待が起こりやすい背景～

①施設等の構造

- ・施設が密室の構造となっている場合が多い。
- ・施設の立地が社会的に隔離された場所にある。

②職員

- ・指導、しつけの一環という意識のもとで、人権意識が欠如している。
- ・問題行動のある利用者に対する専門的な支援技術が欠如している。
- ・職員の個人的性格、ストレスが関係している。
- ・職員が他の職員の虐待を内緒にし、仲間としてかばう傾向がある。
- ・職員が上司に通告しても改善されない。

③利用者

- ・虐待を受けた利用者が伝えられない場合が多い。
- ・虐待を受けた利用者が伝えてても理解されない場合が多い。

④保護者

- ・保護者が「契約を解除されてしまう」という負い目を持ち、虐待をする側を守る行動を取る。

第二章 障害者虐待の防止

1. 障害者虐待防止と対応のポイント

法第15条により、「虐待防止に関する従事者のための研修の実施」「入所者、利用者及びその家族からの苦情処理の体制の整備」「従事者等による障害者虐待の防止等のためのなどの措置を講ずるもの」等が規定されています。障害者虐待の防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した

生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた支援体制を構築することが必要です。

2. 運営規程への定めと職員への周知

障害者福祉施設は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」に従うことが義務付けられています。同基準においては、利用者的人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、その従事者に対し研修を実施することに努めるよう定められています。

【運営規程に定めること】

- ・「虐待の防止に関する責任者」の設置
- ・「苦情解決体制の整備」
- ・「従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施」

設置者及び管理者は、施設の「運営規程」を作成し、上記の項目を定めます。そして自ら利用者的人権擁護の意識を高め、理念や倫理綱領などを明文化し、職員一人ひとりに周知・徹底させます。

3. 虐待防止の体制の整備

運営規程で定めた虐待防止の措置として、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備が求められます。

（1）虐待防止責任者の設置

運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として施設長、管理者等を責任者として設置し、施設長が責任を持って虐待の未然防止に取り組みます。職員には機会ある毎に支援方針を確認し浸透させ、徹底させる役割を担います。また、職員に対してだけでなく、利用者の家族、外部の見学者等に対しても、重要事項説明書やパンフレットへの記載を通じて周知することが求められます。

（2）虐待防止委員会の設置

施設利用者的人権を擁護し、虐待防止責任者の職務が円滑に執行できるよう、保護者など外部のチェック機能を持たせ、施設内での虐待防止のための虐待防止委員会を設置することにより、その取り組みの実効性を確保します。この委員会を組織的に機能させるために、各部門の責任者等現場での虐待防止のリーダーになる職員を「虐待防止マネージャー」として配置します。

【虐待防止委員会】

委員長：施設長（管理者）

委員：虐待防止マネージャー（児童発達支援管理責任者）

育成会事務局等

【虐待防止委員会の主な役割】

- ・虐待防止と権利擁護に関する研修やマニュアル等の作成と実施、掲示物等のツールの作成と掲示等の実施
- ・「虐待防止チェックリスト」の実施及びモニタリングの実施
- ・虐待（不適切な事例含む）発生後の検証と再発防止策の検討

（3）「マニュアル」、「掲示物等」の周知

権利侵害を許さない施設とするためには、職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘むことが重要となります。そのため、「虐待防止マニュアル」の周知や「防止掲示物」の掲示等により職員に周知徹底を図る必要があります。

（4）障害者虐待防止マニュアルやチェックリストの整備

本マニュアルを用いて、職員の虐待防止に係る心構えや基本的知識の習得等を図ります。

また、施設利用者を支援する際に、いつのまにか人権を侵害していることがないか、冷静に振り返ってみることが重要であり、人権を擁護できているかを客観的に自己評価するために、施設職員が自らの行動を定期的に自己点検する「虐待防止チェックリスト」を活用します。その結果を虐待防止マネージャーが集計し、虐待防止委員会に報告します。

虐待防止委員会ではこの他、虐待を行った障害者福祉施設従事者等の処分基準を明文化した「就業規則」を職員に周知することで、虐待防止の意識づけにもつなげます。

※チェックリストは全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版を使用しています。

（5）相談、苦情を活かす仕組みづくり

管理者等の職員は、利用者との日常的なコミュニケーションを大切にするとともに、相談・苦情はサービスの質を向上させる上で重要な情報であるとの認識のもとに、日々のサービスを提供します。

ア. 利用者等との日常的なコミュニケーションの確保

イ. 虐待に対する相談・苦情等への対応

ウ. 受け付けた苦情やその改善状況等の第三者委員への報告及び情報の公開

苦情に関しての窓口についても、利用者・家族に分かりやすく、事業所内の見えやすい場所に掲示しておきましょう。

4. 人権意識、知識や技術向上のための管理者・職員の研修

虐待はどの施設でも起こりうる構造的な要因があるとされています。年度の初めには「障がい者福祉施設、障害者福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」を全ての職員に周知するために、虐待防止マニュアルを回覧等で周知し、障害者虐待防止法に関する基本的な理解を得るようにします。障害者虐待の発生する要因として、人権意識の欠如、障害特性への無理解、専門的知識の不足や支援技術の未熟、スーパーバイザーの不在等が挙げられています。そのため人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があります。

【研修計画】

事業所は県障害福祉課や県社会福祉協議会主催研修を全職員が受講し虐待防止に関する意識と理解を深めるよう計画いたします。

その他、市町村や関係団体が開催する研修等も積極的に参加しましょう。

5. 虐待を防止するための日常的な取り組み

（1）虐待防止のための具体的な環境整備

①事故・ヒヤリハット事例の活用

利用者に被害を及ぼすことはなかったが、支援を行う過程でヒヤリとしたり、ハッとなりした経験を有する事例（ヒヤリ・ハット）の情報を共有し、効果的な分析を行い、虐待の防止に役立てます。また、利用者がケガをして受診する等の事故が起きた場合には、事務局並びに都道府県及び市町に対して事故報告書を提出し、再発防止を心がけましょう。

②虐待防止チェックリストの活用

職員が自覚しながら施設や支援の実際を振り返るために、虐待の未然防止と早期発見・早期対応の観点からチェックリストを活用することが重要です。管理者用と職員用をそれぞれ活用し、特に管理者用のチェックリストは職員もチェックすると、双方の認識のズレも確認することができます。チェックリストは組織としての課題を確認するものであり、特定の個人を追求したり批判したりするものではなく、職員間で共有し改善策を検討するためのものです。

③苦情解決制度の利用

苦情への適切な対応は、利用者の満足度を高めることに加えて、虐待防止の対策の一つです。虐待に関する相談・苦情等に対応するために、苦情解決担当者及び責任者を定め、その体制の積極的な周知を図ります。

管理者は、施設を利用する障害者の表情や様子に普段と違う気になる所がないか注意を払い、声を掛けて話を聞く等、本人や家族からの訴えを受け止める姿勢を持ち続けることが求められます。また利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先についても周知とともに、日頃から話しやすい雰囲気を持って接し、施設の対応についての疑問や苦情が寄せられた場合は話を傾聴し、事実を確認することが虐待の早期発見につながります

④第三者評価、相談支援専門員等の外部の目の活用

福祉サービス第三者評価は、施設が提供するサービスの質の公正、中立な第三者機関が、客観的かつ専門的な立場から評価を行い、その結果を公表するものです。この評価制度を二年に一度実施し、サービスの質の向上を図ります。その他相談支援専門員等のモニタリングを活用し、外部から見て支援の実施状況が適切かどうか、虐待につながる可能性がある行為がないかどうか積極的に意見を聞き、必要に応じて改善につなげることも有効です。

（2）風通しの良い職場づくり

職員は、他の職員の不適切な対応に気が付いたときは、上司に相談した上で、職員どうしで指摘したり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議等で話し合って全職員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対応を心がけ、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。そのため、支援にあたっての悩みや苦労を職員が日頃から相談のできる体制、職員の小さな気づきも職員がオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しの良い環境を整備することが必要となります。

また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、人員配置等も含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。個々の職員の抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望まれます。

（3）法人本部による日常的な支援場面等の把握

障害者虐待を防止するためには、施設の取り組みに任せただけでなく、法人本部（育成会事務局）も定期的に現場に直接足を運び、支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、

不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておくことが重要です。日頃から、利用者や管理者、職員等とコミュニケーションを深め、日々の取り組みの様子を聞きながら、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか、職員の配置は適切かなどに注意を払う必要があります。

●虐待防止責任者が主導となり進める定期的な取り組み

- ①年間計画実施チェック表を用いた点検（年間計画表、年間実施報告書、事業所点検表）
- ②月次報告：「会議・研修の実施」、「勤務状況一覧」、「ヒヤリハット・苦情」
- ③各都道府県版の自主点検シートによる内部評価（年1回／6月）
- ④施設による「自己評価表」と保護者による「評価表（アンケート）」実施（年1回）

●虐待防止推進月間（毎年2月）の取り組み

- ①全職員ヒアリング
- ②利用者全員聞き取り調査
- ③推進月間の取り組み結果の家族会等への報告

第三章 虐待が疑われる事案があった場合の対応

1. 虐待発見時の通報の義務

【障害者虐待防止法】

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者

を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通報をすることを妨げるものとして解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第1項規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

法第16条第1項では、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と規定されており、障害者福祉施設従事者等は、自身が勤務する施設等であっても、管理者等に報告することや虐待を受けたと思われる障害者に事実確認をする必要はなく、速やかに市町村に通報する義務があります。明らかに虐待を受けた場面を目撲した場合だけでなく、疑いを持った場合でも、事実が確認できなくても通報する義務があります。

施設の管理者などは、職員や利用者の家族から障害者虐待について相談を受ける場合などが考えられます。その場合も、障害者が虐待を受けたと思われる時には、内部で解決を図ることなく、速やかに市町村に通報する義務があります。この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することになるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進めます。すなわち、障害者虐待防止法が施行された現在、施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することになります。こうした規定は、障害者虐待を施設の中で抱え込んでしまうことなく、

市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

2. 通報者の保護

障害者福祉施設等の虐待を発見した職員が、直接市町村に通報した場合、通報した職員は、障害者虐待防止法で以下のように保護されます。

【障害者虐待防止法】

① 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の

規定は、障害者福祉施設 従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものとして解釈してはならないこと（法第 16 条第 3 項）

② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第 16 条第 4 項）。（通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除く。）

こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応するために設けられたものです。ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くとされています。障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、法で規定すされている「通報」をしたことにはなりません。従って、通報が「虚偽であるもの」については、法に規定される上記②が適用されないことになります。

なお、平成 18 年 4 月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の 2 つの要件を満たす場合）、通報者に対する保護が規定されています。施設においては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、理解を進めが必要です。

■公益通報者に対する保護規定

①解雇の無効

②その他不利益な扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に専念させること、退職金の減給・没収等）の禁止

障害者福祉施設の管理者や従事者等に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発することが必要です。

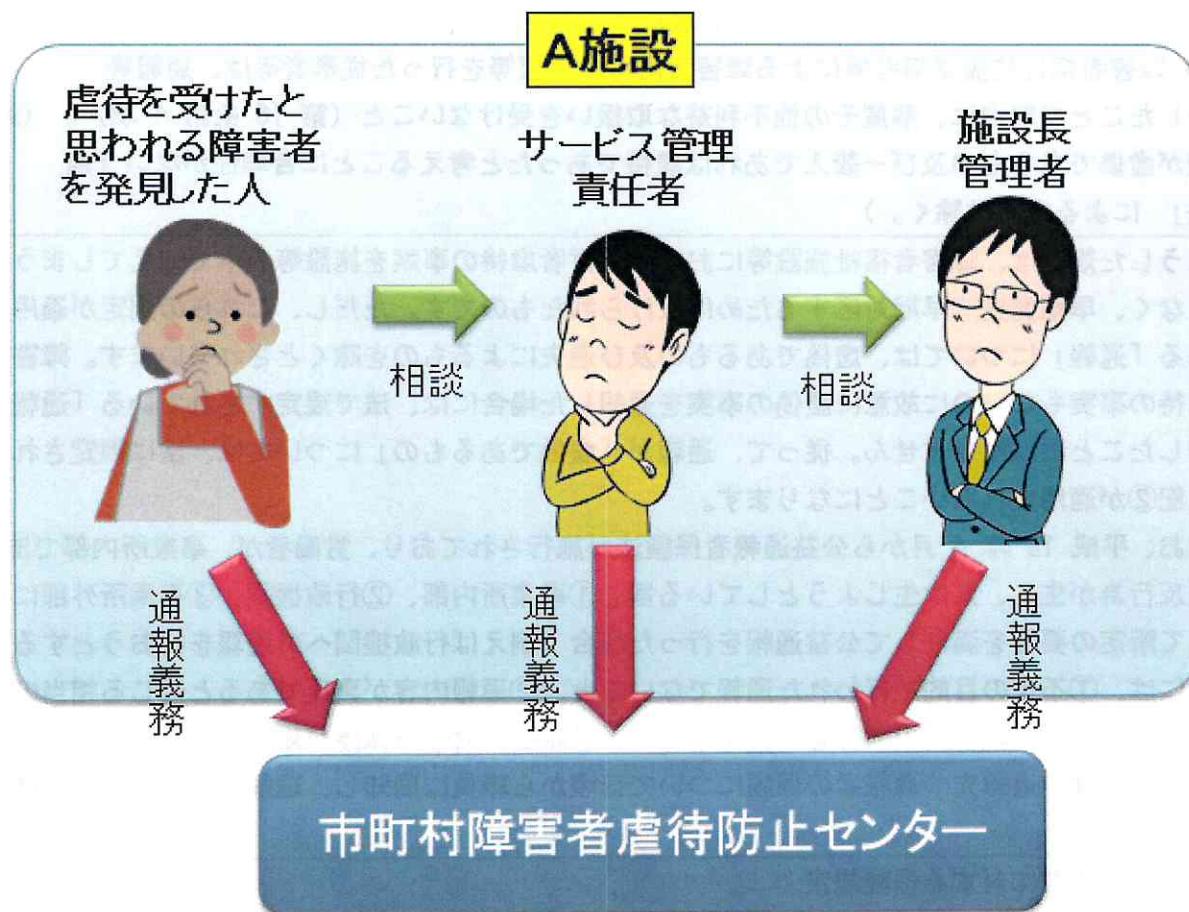
3. 市町村・都道府県による事実確認への協力

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届け出があったときは、市町村及び都道府県が、事実を確認するために障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者からの聞き取りや障害者総合支援法第 11 条、社会福祉法第 70 条等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなります。そのため、調査にあたっては、聞き取りを受ける障害者やその家族、施設関係者の話の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要となりますので適切な場所を提

供します。また勤務表や個別支援計画、記録等の提出が求められるので、これらに最大限協力します。

4. 通報・対応の手順

障害者福祉施設従事者等は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報にあたっては、正確な内容を伝えることによって、事実確認が円滑に行われることになります。その際、虐待を受けたと思われる障害者の名前や加害の従事者等の名前ほか、虐待の日時、場所、虐待の内容、虐待の証拠となる物の保管場所など、できるだけ詳しい虐待の内容を伝えるようにしてください（伝達の場合は、誰から聞いた情報であると伝える）。



通報する場合のポイント

- ・虐待の事実を正確に伝えることで、市町村や県による事実確認が円滑に実施される。
- ・虐待の日時、場所、内容、証拠品など、できるだけ詳しく伝える。

通報者の保護

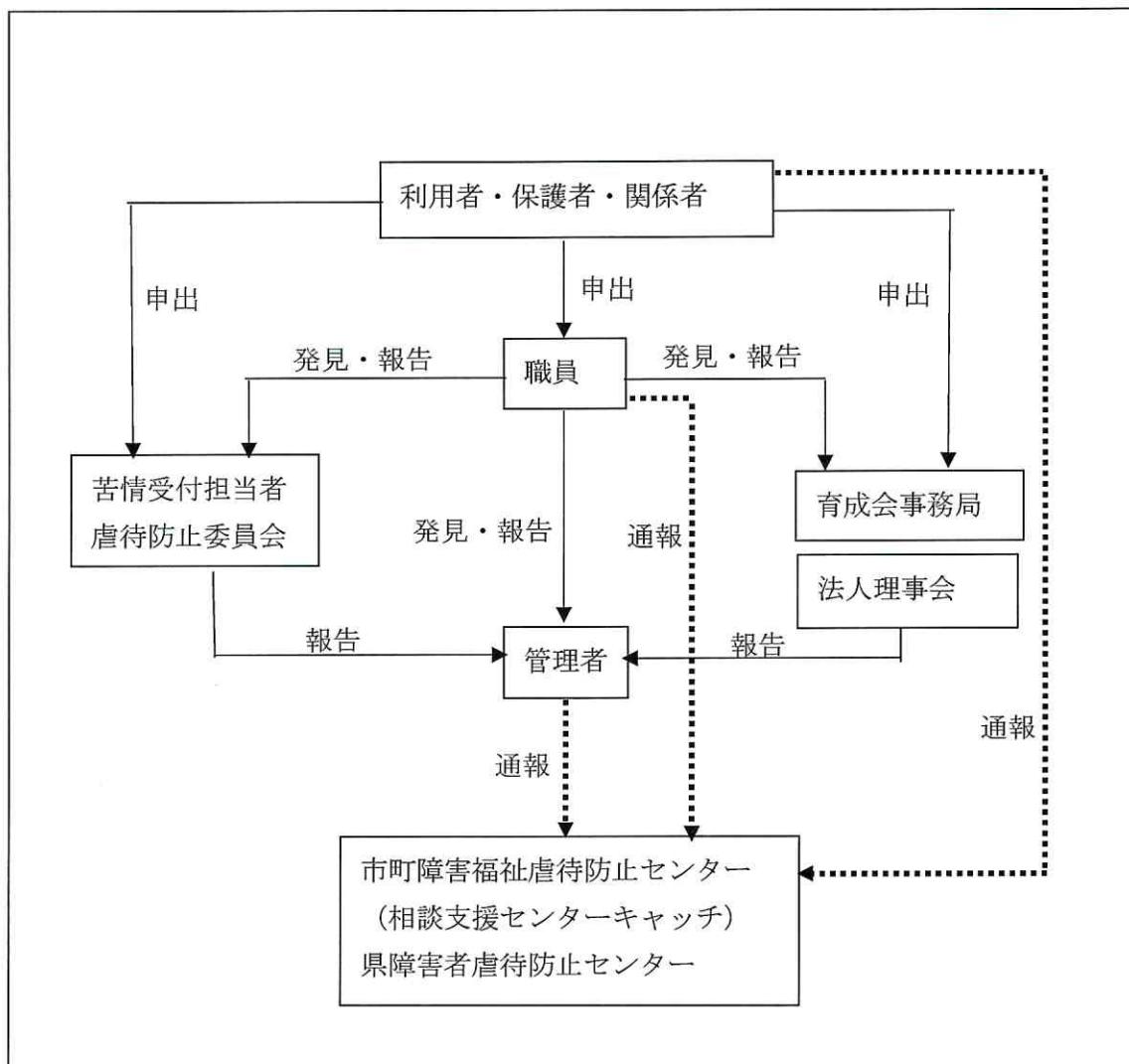
- ・通報したことを理由に解雇等の不利益取り扱いを受けない。
- ・虚偽の通報の場合は例外

虐待の情報を得たものは、速やかに電話等により、第一報を市町障害者虐待防止センターに通報します。

- ・虐待に関する情報を得た従事者等は、直ちに、利用者への適切な配慮をした上で、管理者等に報告し、虐待防止委員会を開催し、速やかに必要な対応を実施します。

・管理者等は、通報の内容等を記録するとともに、情報を分析し、可能性がある場合には、速やかに、通報等の記録とともに、市町障害者虐待防止センターに報告します。

管理者等は、市町障害者虐待防止センターへの報告だけでなく保護者等に連絡するとともに、かかりつけ医、看護師等による支援など利用者の安全・安心の確保のために必要な措置を講じます。



第四章 身体拘束に対する考え方

1. 身体拘束の廃止に向けた取り組み

利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為がある時や自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為がある時には、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりするなどの行動抑制をすることがあります。このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。法では「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束する場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また判断にあたっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

2. 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「設備及び運営に関する基準」には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法が考えられます。なお、以下の3要件に全て当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行います。

【やむを得ず身体拘束を行う3要件】

①切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人当の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。
------	--

②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

【やむを得ず身体拘束を行うときの手続き】

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援計画会議等で組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス提供管理責任者（児童発達支援管理 責任者）、虐待防止責任者等の職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、話し合いによって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底して行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期などを統一した方針のもとで決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

③必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

【参考1】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在 宅 (養護者 ・保護者)	福 祉 施 設						企 業	学 校 病 院 保 育 所		
		障害者自立支援法		介護保 険法等	児童福祉法						
		障害福祉 サービス 事 業 所 (入所系、 日中系、 訪問系、 G H等 含む)	相談支援 事 業 所	高 齢 者 施 設 (入所系、 通所系、 訪問系、 居住系 等含む)	障害児通 所支援事 業所	障害児入 所施設等 (注1)	障害児相 談支援事 業所等				
18 歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	児童福祉 法	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)				
18 歳以上 65 歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	(20歳まで) (注2)	【20歳まで】	—	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長)		
65 歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			【特定疾病 40歳以上】	—	—	—				
				高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)			—				

※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

【参考2】

虐待防止チェックリスト 職員用（入所施設）

	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
1 入所者への体罰など				
①入所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②入所者に対して、身体的拘束や長時間正座・直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③入所者に対して、食事を抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④入所者に対して、強制的に髪を切るなどの精神的苦痛を与えたことがある。				
⑤入所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
2 入所者への差別	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①入所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②入所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③障がいにより克服困難なことを、入所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④入所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤入所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				
3 入所者に対するプライバシーの侵害	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①職務上知り得た入所者個人の情報を他に漏らしたことがある。				
②入所者の同意を事前に得ることなく、郵便物等の開封、所持品を確認したことがある。				
③入所者の了解なしに居室、寝室に入ったことがある。				
④・a(男性職員が)女性入所者の入浴、衣服の着脱、排せつ、生理等の介助をしたことがある。				
④・b(女性職員が)男性入所者の入浴、衣服の着脱、排せつ等の介助をしたことがある。				
⑤入所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や製作した作品を展示したことがある。				
4 入所者的人格無視	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①入所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。				
②入所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				
③入所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。				
④入所者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				
5 入所者への強要制限	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①入所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				
②入所者の作業活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。				
③入所者に嫌悪感を抱かせるような作業・訓練などを強要したことがある。				
④日用品等の購入を制限したことがある。				
⑤家族・友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。				
⑥自由な帰省、面会、外出を一方的に制限したことがある。				

「あいあい」 虐待防止チェックリスト 職員用 R 年 月

	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
1 通所児への体罰など				
①通所児に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②通所児に対して、身体的拘束や長時間正座・直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③通所児に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④通所児に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
2 通所児への差別	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所児の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②通所児の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③障がいにより克服困難なことを、通所児本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④通所児の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤通所児の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				
3 通所児に対するプライバシーの侵害	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①職務上知り得た通所児個人の情報を他に漏らしたことがある。				
②男性職員が通所女児の衣服の着脱、排せつ、の介助をしたことがある。				
③家族の了解を得ずに、本人の写真や製作した作品を展示したことがある。				
4 通所児の人格無視	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所児を呼び捨てやあだ名で呼んだことがある。				
②通所児に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				
③通所児の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。				
④通所児を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				
5 通所児への強要制限	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所児に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				
②通所児の活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。				
③通所児に嫌悪感を抱かせるような訓練などを強要したことがある。				

虐待防止チェックリスト 施設用 R4年 月

1 規定、マニュアルやチェックリスト等の整備	実践中	一部活用	準備・改善中	実践せず
①倫理綱領、職員行動規範を定め、職員への周知ができている。				
②虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。				
③緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、同意を得ている。				
④個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。				
⑤利用者の家族等から情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。				
2 風通しの良い職場環境づくりと職員体制	実践中	一部活用	準備・改善中	実践せず
①職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図られている。				
②上司や職員間のコミュニケーションが図られている。				
③適正な職員配置ができている。				
3 職員への意識啓発と職場研修の実施	実践中	一部活用	準備・改善中	実践せず
①職員への人権等の意識啓発が行われている。				
②職場での人権研修等が開催されている。				
③職員の自己研さんの場が設けられている。				
4 利用者の家族との連携	実践中	一部活用	準備・改善中	実践せず
①利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。				
②利用者の家族と支援目標が共有できている。				
③職員として利用者の家族から信頼を得られている。				
5 外部からのチェック	実践中	一部活用	準備・改善中	実践せず
①虐待の防止や権利擁護について、外部の専門家等による職員の評価、チェックを受けている。				
②施設事業者の監査において、虐待防止に関するチェック等を実施している。				
③地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。				
④実習生の受け入れや施設見学を随時受けている。				
6 苦情、虐待事案への対応等の体制整備	実践中	一部活用	準備・改善中	実践せず
①虐待防止に関する責任者を定めている。				
②施設内に虐待防止や権利擁護に関する委員会を設置している。				
③職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。				
④施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文章化している。				

【参考5】障害者虐待発見チェックリスト

障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器から出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待サイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす

- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放任のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ごみを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成

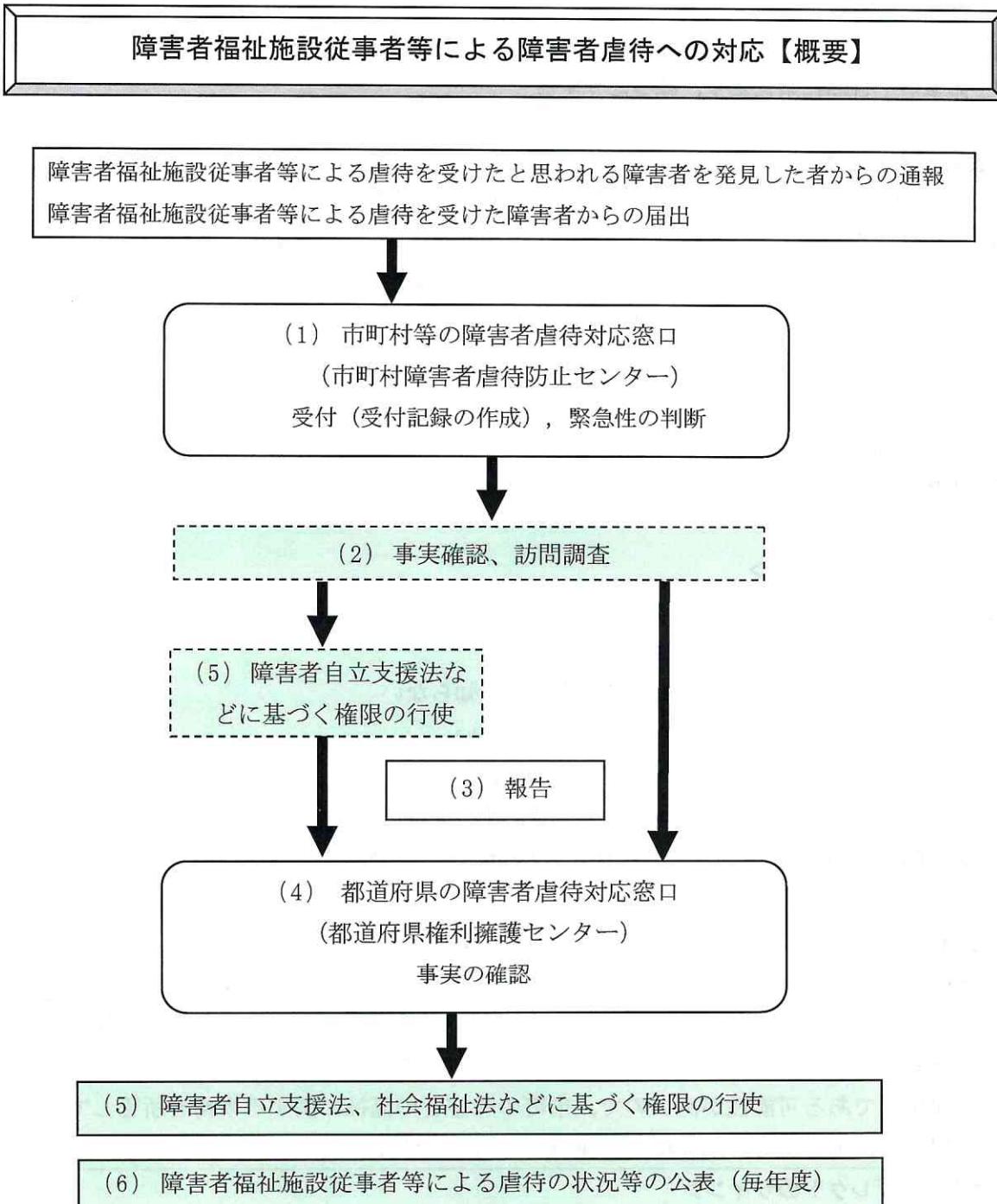
【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

NPO法人PandA-Jの「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには以下のとおり「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定はありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、市町の障害者の福祉に関する事務を所管している部局等は、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

<セルフネグレクトのサイン>

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ごみが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまつま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

【参考 6】



都道府県知事が公表する項目

- 1 虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 2 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(関係法令)

◆ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）【抜粋】

（目的）

第 1 条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業、同条第 17 項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第 25 項に規定する移動支援事業、同条第 26 項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第 27 項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係る

サービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
(障害者に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第17条 市町村は、前条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第18条 市町村が第16条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第19条 市町村が第16条第1項の規定による通報若しくは同条第2項の規定による届出を受け、又は都道府県が第17条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防

止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

◆ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）【抜粋】

第七節 被措置児童等虐待の防止等

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。

- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

◆ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）【抜粋】

（目的）

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにつかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（児童虐待の早期発見等）

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

資料編

6 参考文献等

- 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き
平成24年9月 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室
- 市町村・都道府県における障害虐待の防止と対応
平成24年10月 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室
- 被措置児童等虐待対応ガイドラインについて
平成21年3月31日付け雇児福第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局傷害保健福祉部障害福祉課長通知
- 障害者（児）施設における虐待の防止について
平成17年10月20日付け障害第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
- 障害児者の人権をまもる－虐待防止のために－
神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課

